

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉法による保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び保育に係る費用等の減額又は免除に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、上記の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県和歌山市長

公表日

令和3年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び保育に係る費用等の減額又は免除に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、教育・保育施設を利用する場合の支給認定、保育利用申込みに対する利用調整、教育・保育施設へのあっせん、要請、事業者(所)の認可・確認、給付費の審査・支払、利用者負担額の管理、保育料の徴収等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、児童福祉法その他関係政省令の規定に従い、主として次の事務において利用している。</p> <p>①支給認定事務(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定) 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じた場合は、認定変更を行う。</p> <p>②利用調整事務 保育利用希望者に対し、保育の優先度に応じて利用調整を行うとともに、施設へのあっせん・要請を行う。</p> <p>③利用者負担事務 保護者の所得に応じて認定区分ごとに利用者負担区分を決定し、保護者に通知する。また、災害その他の理由がある場合は、利用者負担額及び保育料の減額をする。</p> <p>④契約事務 施設・事業所と保護者との利用契約の内容を管理する。</p> <p>⑤給付費等の審査・支払事務 教育・保育施設、子ども・子育て支援施設等を利用した保護者の給付等の管理を行う。</p> <p>⑥保育料徴収事務 市町村が徴収する保育所保育料等の収納管理、滞納管理を行う。</p> <p>⑦措置による保育所等入所児童の管理</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 項番8、94 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、第8号、第9号、第68条 番号法第9条第2項 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表 項番13、16</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 1 番号法第19条第7号 別表第二 項番13、116 同条第8号 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第59条の2</p> <p>【情報提供】 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局こども未来部保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 電話番号 073-435-1314

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山市役所 福祉局子ども未来部保育子ども園課 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 電話番号 073-435-1064

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

